

(仮称)葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例(素案)に対する
パブリックコメントの実施結果について

資料1

1 閲覧・意見提出期間

令和7年12月15日(月)から令和8年1月13日(火)まで

2 閲覧資料

(仮称)葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例(素案)

3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館(改修工事中の図書館を除く。中央図書館は令和8年1月3日(土)から13日(火)まで)、地区図書館、男女平等推進センター、福祉管理課、くらしのまるごと相談課、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、健康プラザかつしか(保健センター)、葛飾区社会福祉協議会、区ホームページ

4 提出された意見

意見提出者 3人、意見数6件

うち、子どもへの意見聴取で提出された意見 提出者1人、意見数1件

5 提出された意見の内訳

(1) 条例全般 2件

(2) 第1条 目的 1件

(3) 第4条 区の役割 3件

6 提出された意見と区の考え方

別紙のとおり

(仮称)葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例(素案)に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎:意見を反映するもの ○:条例(素案)に入っているもの □:意見・要望として伺うもの

※ No.1のご意見は子どもへの意見聴取においていただいたご意見です。

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	条例全般	おもしろい	□	認知症のある方もそうでない方も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾の実現に向けて、認知症施策を推進してまいります。
2	第1条 目的	認知症の人の意思決定支援と権利擁護が保証される必要があるため、条例の目的に「認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思が尊重され」と加えることを要望します。	◎	ご意見を踏まえ、条例に反映いたします。
3	第4条 区の役割	条例の区の「役割」を「責務」にしてください。	□	本条例に基づく認知症施策の推進に当たっては、行政だけが主体となるのではなく、区民や事業者、関係機関もそれぞれが主体となり、葛飾区全体で協働することが重要であると考えております。そのため、区についても区民や関係機関等と同様に「役割」としてしております。
4	第4条 区の役割	第4条2に「区は認知症施策の実施にあたり、本人及びその家族の意見を聴くこと」を入れてください。	○	本条例は認知症に係る基本的な理念等を定める条例として制定し、具体的な認知症施策は(仮称)葛飾区認知症施策推進計画において進めていく予定です。 そのため、本人及びその家族の意見を聴くことについては、条例第8条第2項において、「区は、区計画の策定及び変更に当たっては、認知症の人及び家族等その他の関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。」と規定しております。
5	第4条 区の役割	家族、事業者及び関係者への支援、意思決定支援、権利擁護、(仮称)認知症施策推進計画の評価を聞く委員会の設置など、区の役割を条例の中に明確にしたほうが分かりやすいため明記してください。	□	本条例は認知症に係る基本的な理念等を定める条例として制定し、具体的な認知症施策は(仮称)葛飾区認知症施策推進計画において進めていく予定です。 第4条「区の役割」として「認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、」と規定しており、いただいたご意見の内容は(仮称)葛飾区認知症施策推進計画に掲載しております。 また、計画の推進に当たっては、学識経験者、認知症のある方及びその家族、医師会等の関係機関等により構成する「葛飾区認知症施策推進委員会」を設置し、様々な立場の委員から幅広く意見を伺う予定です。
6	条例全般	理念条例のため具体案が不足しています。介護保険が受けられない場合、区独自の支援策として施設利用や用品購入時の助成、受給の条件、違反時の返還や罰則などを定めるべきです。	□	本条例は認知症に係る基本的な理念等を定める条例として制定し、具体的な認知症施策は(仮称)葛飾区認知症施策推進計画において進めていく予定です。 いただいたご意見は、区の認知症施策に対するご意見・ご要望としてお聴きし、今後の参考とさせていただきます。